

130 軍艦千島訴訟事件落着の件報告 [明治二十八年九月]

明治廿八年九月二十日

内閣総理大臣 閣了

外務大臣花押(西園寺) 大蔵大臣花押(渡辺) 海軍大臣(採道) 文部大臣花押(西園寺) 逓信大臣花押(渡辺)

内務大臣花押(野村) 陸軍大臣花押(天山) 司法大臣花押(芳川) 農商務大臣花押(榎本) 黒田議長花押

海軍大臣報告軍艦千島訴訟事件落着ノ件

(注記3) 右回覧ニ供ス

官房第三五三九号

千島訴訟事件落着ノ件

軍艦千島衝突訴訟事件示談ノ件本大臣ヨリ帝国政府代理人ワル  
ホールド氏へ訓令シ被告代理人ラウダー氏ト協議セシメ在横浜  
英国領事裁判所へ出頭ノ上別紙ノ通裁判所命令相受ケ右英貨壹  
万磅即チ当時ノ換算相場ニテ金九万九千九百九十五円貳拾六銭ノ受  
渡シヲ了シ本件爰ニ全ク落着ヲ告ケ候間此旨及報告候也

明治二十八年九月二十日

海軍大臣侯爵 西郷従道 印

内閣総理大臣侯爵 伊藤博文殿

原告代理人ノ提供ト被告カ原告ニ支払フ可キ旨判決サレタル訴

訟入費ヲ除キ一切ノ損害賠償及ヒ訴訟費用完済トシテ英貨壹万  
磅ヲ被告ヨリ支払ヘルコトニヨリ本法廷ハ原被両造ノ協議ニヨ  
リ向後本件一切ノ訴訟手續ヲ停止ス但シ(採道)既ニ判決アリ  
タル訴訟入費支払ニ関シ必要ナル手續ヲ取ルハ此限りニアラス  
右異議ナク同意致セリ

被告代理人アイ、エフ、ラウダー手署

千八百九十五年九月十九日 印(在横浜英國領事裁判所印)

(注記1)

「海二九ノ首相関了花押」

(注記2)

「下條」

(注記3)

「二十三」(簿冊内件名番号)

「公文別録 軍艦千島衝突  
事件 全」 2A.1. (2) 141